

感染症による出席停止について

保護者様

大阪府立島本高等学校

下表の感染症にかかった場合は、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。主治医の指示に従い療養させてください。登校の際は、以下の「登校許可証」を主治医に記入してもらい担任に提出してください。

	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医において感染のおそれがないと認めるまで

* 第三種「その他の感染症」にり患し医師から指示があった場合は、必ず担任に連絡してください。但し、り患したとしても、直ちに出席停止の対象になるというものではありません。

登校許可証

大阪府立島本高等学校長様

年 組 番 名前

診断名

上記疾病で加療中のところ、治癒した(周囲への感染の恐れがなくなった)ため登校してよいと認めます。

療養期間 令和 年 月 日 ~ 年 月 日迄

令和 年 月 日

医療機関名

担当医師名

印